(聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障害用)

問い合せする場合があります。

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障害用)

4/1	ŀΨ.	==
邢心1	ľμ	1조

氏 名		年	月	日生	男	女
住所						
① 障害名(部位を明記)					_	_
		の他の事故、疾病、先天				)
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月	日 ·場	所				
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所	 f見を含む。	,)				
障害固定又は	は障害確定	(推定)	年	月	目	_
⑤ 総合所見						
		〔将来再認策 〔再認定の〕		· 年	不要	〕 月〕
⑥ その他参考となる合併症状		【丹砂化*//	<del>寸</del> 別	<del>-1-</del>		<u>Н Ј</u>
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科	4 医師氏	夭名				
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 〔障害程度等級 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害		 も参考意見	<del></del> - を記入〕	ı		
・該当する。 ・該当しない。	級相当)					
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば耐機能障害等を記入し、原因となった疾病には、等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例に(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉	緑内障、5 こついては、	先天性難聴 、「歯科医師	、脳卒5	中、僧帽	。 自弁膜 ・意見	葉 うきぐ 楽 窄 記書」

[はじめに]〈認定要領を参照のこと。〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に レを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級は、その中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)。

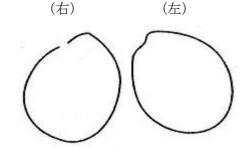
- □ 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- $\square$  そしゃく機能障害  $\rightarrow$  『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 1 「聴覚障害」の状態及び所見
  - (1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	d B
左	d B

(2) 障害の種類

伝	音	性	難	聴	
感	音	性	難	聴	
混	合	性	難	聴	

(3) 鼓膜の状態



- (4) 聴力検査の結果 (ア又はイのいずれかを 記載する)
  - ア 純音による検査

オージオメータの型式

		500	100	00	200	0	Hz
0							1
10					+		+
20							-
30							-
40							
50							
60							
70							
80							
90							
100	dB						

イ 語音による検査

	右	%
語音明瞭度	左	%

- (5) ア 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有・無
  - (注) 2級と診断する場合、記載すること。
  - イ 手帳を所持していない場合で2級と診断する場合、他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査の検査方法及び所見(記録データを添付すること。)

2 「平衡機能障害」の状態及び所見	
3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見	
4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見	
<ul><li>(1)障害の程度及び検査所見 下の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は( )内に必要項を記述すること。</li></ul>	事
「該当する障害」 $ \begin{cases} \square \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	
<ul> <li>① そしゃく・嚥下機能の障害</li> <li>a 障害の程度</li> <li>□ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。</li> <li>□ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。</li> <li>□ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取法に著しい制限がある。</li> <li>□ その他</li> </ul>	方へ
b 参考となる検査所見	
ア 各器官の一般的検査 	
(参考)各器官の観察点	
\	

0	所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、利 記載すること。)	
		,
1	嚥下状態の観察と検査	
	〈参考1〉各器官の観察点 ・ 口腔内保持の状態	
; ; ;	・ 口腔から咽頭への送り込みの状態	
	・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態 ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み	
	〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点 ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)	
	・ 誤嚥の程度(毎回, 2回に1回程度, 数回に1回, ほとんど知	無し)
0	 観察・検査の方法 □ エックス線検査(	)
	□ エリテス	)
$\circ$		* ないで詳細
	and the Arman Arma	
	に記載すること。)	
	( ) 異常によるそしゃく機能の障害	
a l	   異常によるそしゃく機能の障害     著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。	
a l	↑異常によるそしゃく機能の障害 障害の程度	
a l	   異常によるそしゃく機能の障害     著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。	
a	会異常によるそしゃく機能の障害 障害の程度 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。 その他 (参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)	
a	全異常によるそしゃく機能の障害 障害の程度 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。 その他 ( 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)	.)
a	会異常によるそしゃく機能の障害 障害の程度 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。 その他 (参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)	。)
a i □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	会議会によるそしゃく機能の障害 障害の程度   著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。   その他 (	
a i □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	会異常によるそしゃく機能の障害 障害の程度 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。 その他 (参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)	
a i □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	会議会によるそしゃく機能の障害 障害の程度   著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。   その他 (	

(	(2) その他(今後の見込み等)
(	(3) 障害程度の等級
	(下の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。)
	① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。
	という。 具体的な例は次のとおりである。
	□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
	② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。
	具体的な例は次のとおりである。
	□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、 咽頭、喉頭の欠損等によるもの
	□ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの
[記	[入上の注意]
1	聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定することとし、dB 値

- 1 聴力障害の認定にあたっては、J I S 規格によるオージオメータで測定することとし、dB 値は、周波数 500, 1000, 2000Hz において測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、
- $\frac{a+2\,b+c}{4}$  の算式により算定し、a, b, c のうちいずれかの 1 又は 2 において  $100\,dB$  の音が聴取できない場合は、当該 dB 値を  $105\,dB$  として当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書·意見書」(別様式)の提出を求めるものとすること。
- 3 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定すること。
- 4 「聴覚障害」の他覚的検査に相当する検査とは、遅延側音検査、ロンバールテスト、ステンゲルテスト等である。